

報告・協議4

広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会の
提言を踏まえた今後の取組の方向性（案）について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和8年5月15日

広島県教育委員会教育長 篠田 智志

広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会の提言を踏まえた 今後の取組の方向性（案）について

令和8年5月 広島県教育委員会

令和8年4月12日、広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会から県知事に対し調査報告書が提出されました。

報告書では、生徒死亡事案の経緯、背景要因が精神医学的・臨床心理学的考察からまとめられ、日頃からの教育・指導・生徒支援の在り方や事案発生後の対応について、多くの課題が指摘されました。

広島県教育委員会は、調査報告書の内容を真摯に受け止め、このような痛ましいことを二度と繰り返さないよう、以下の方向性で再発防止に取り組みます。実効性のある具体的な取組を検討し、今後、できる限り早期に、再発防止策の全体像と具体的な年次計画をお示しします。

I 日頃からの教育・指導・生徒支援の在り方

➤ 生徒一人ひとりを尊重し、不適切な指導を許さない学校づくり

生徒が「一人の人間として大切にされている」と実感できる学校づくりを学校が策定する学校経営計画等に位置付け、報告書で示されているすべての教員が日々の実践の中で留意すべき視点を踏まえた指導・教育の実現を図り、人権を尊重し、威圧的な指導や一方的な叱責を根絶します。

➤ 主体的な学びの充実と個々の生徒の状況に応じた学習支援の実施

生徒が自らの学びを主体的に調整できるようにする教育を重視し、各教科等の授業と家庭学習を一体的に捉え、心身の発達段階に応じ、個々の生徒の状況を踏まえた学習課題の調整と学習支援を実施します。

➤ スクールカウンセラーの配置充実等による教育相談体制の強化

支援を必要としている生徒ほどSOSを出し難いという事実を理解し、全ての生徒に対応できるよう、スクールカウンセラーの配置充実に取り組むとともに、スクールカウンセラーによる全員面接、自殺予防教育や、学級単位の心理教育、定期的な担任等による教育相談の機会を確保することや、医療関係者などの専門職との連携を図り、学校全体の教育相談体制を強化します。

➤ 学校・県教育委員会から独立した第三者による相談窓口の設置

学校における不適切な対応等に対する独立した窓口の設置に向け、外部の関係機関と連携して対応します。

Ⅱ 事案発生後の対応

➤ 生徒の自殺等の重大事案が起きた際の対応マニュアル等の整備・周知

学校において初期対応が適切に行われるための対応マニュアルを整備し、背景調査制度等について分かりやすい形での周知を検討します。また、マニュアルに沿って背景調査を適切に実施します。

➤ 事後の心のケア、保護者等支援の充実

事後の心のケアの体制整備として、学校の管理職は危機対応研修を受講し、平時から、医療機関をはじめ関係機関と連携することにより、万が一の重大な事態が発生した場合においても、保護者に寄り添った対応を早期に実施できる体制を構築し、支援を充実します。